

社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開

- 1 ひとり親家庭支援・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して、ひとり親家庭の親子がより豊かで充実した生活が営めるよう、日常生活での自立を支え、生活の安定を図る支援を推進します。

①相談・情報提供

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2101	ひとり親家庭の相談・支援	ひとり親自立支援員がひとり親家庭等の保護者からの相談について、関係機関と連携を図り対応を行います。また、ひとり親家庭等の保護者に対しては、養育費が確保できるように、啓発及び情報提供を行います。	継続	就職や転職等の相談の際、一人ひとりの状況やニーズに応じた自立支援計画を策定し、関係機関と連携しながら自立・就労に向けた支援を行った。 継続相談件数 1,287件 (内訳) 母子 1,078件 離婚前 190件 父子 19件	【行政】自立支援計画の策定や、教育訓練その他の制度の利用により就業等へつなげた。	相談内容に応じて各種制度等の案内に努め、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を引き続き実施する。	こども政策課
2102	ひとり親家庭への情報提供	関係課と連携して、ひとり親家庭対象の講座等を実施し、ひとり親家庭に必要な情報提供と啓発を行います。	新規	「ひとり親家庭の施策案内」の冊子などで制度の周知を図るとともに、8月の児童扶養手当現況届受付会場で講座の案内や各種リーフレットの配布を行った。	【行政】ひとり親を対象とした介護職員初任者研修事業の周知や様々な施策の案内をすることができた。	情報提供及び啓発については、あらゆる機会を通して実施する。	こども政策課
新規★	ひとり親のための無料法律相談	離婚前相談やひとり親が抱える様々な法律問題・労働問題について、ひとり親家庭への支援に精通する弁護士による法律相談を実施します。	新規	大阪弁護士会と協定を締結し法律相談を実施 ・平成28年11月開始(1月に1回) ・相談件数 17件	【行政】相談の周知やひとり親自立支援員からの案内により、相談につなげた。 相談後、本人から個別に弁護士へ依頼するケースも出てきた。	大阪弁護士会へ委託を行い、通年で実施する。 相談事業のより一層の周知に努める。	こども政策課

②子育て・生活支援

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2103	保育所等の優先入所	保育所等において、一斉受付の場合、ひとり親家庭の受け入れを優先します。	質的充実	保育所等利用調整指数表に基づき、一斉受付及び毎月の利用調整において、ひとり親家庭の加点項目を設け、優先した受け入れの実施した。	【行政】ひとり親家庭に加点することでの入選入所を実施しており、ひとり親家庭の待機児童数が減少している。 ・平成27年4月1日 8人 ・平成28年4月1日 4人	今後も、利用者支援の立場に立って、ひとり親家庭の受け入れを優先した取組を継続する。	保育幼稚園事業課 (旧:保育幼稚園課)
2104	学童保育室の優先入室	学童保育室において、一斉受付で定員を大幅に超えた場合、ひとり親家庭等の受け入れを優先します。	質的充実	一斉受付時に定員を超えても、申請者全員の受け入れを行った。	【行政】14学童保育室で定員を超えて受け入れを行うとともに、学校の教室借用により、待機児童の抑制に努めた。	一斉受付時に定員を大幅に超えた場合、ひとり親家庭等を優先し、ひとり親家庭等の自立を支援する。	学童保育課
2105	母子生活支援施設への入所受入	母子生活支援施設と連携し、生活困窮者、母子家庭などの保護を行うとともに、入所家庭の自立促進を図ります。	継続	入所世帯数 1世帯	【行政】母子を入所させ保護するとともに、自立の促進に向けて、その生活を支援するため、施設入所の措置をした。施設入所が世帯の自立につながるのか、ケースごとに判断する必要があり、関係機関との調整に時間が必要となる。	関係機関との連携を強化しながら、引き続き実施する。	こども政策課
2106	当事者団体への支援	当事者団体の活動内容を充実し、活動の活発化を促進することにより、母子家庭の福祉の向上を図ります。	継続	福祉文化会館に茨木市母子福祉会売店及び飲料の自動販売機を引き続き設置した。 また、ひとり親家庭の早期自立のための意識形成及び家庭生活の安定を目的に、ひとり親家庭の交流・情報交換を行うため、母子福祉会へ「ひとり親家庭交流会」を事業委託し、実施した。	【行政】ひとり親・寡婦家庭の福祉向上をめざす活動を支援した。 「ひとり親家庭交流会」に父子家庭の参加がないこと、若年世代の参加が少ないことが課題である。	引き続き母子福祉会の活動を支援するとともに、「ひとり親家庭交流会」については、父子家庭も参加できることを周知しながら、引き続き実施する。	こども政策課
2107	住宅支援	ひとり親世帯・障がい者世帯・新築世帯・子育て世帯に対し、適時入居者募集の優先枠を設けます。また、府営住宅の入居者募集の情報提供を行います。	質的充実	市営住宅では、募集戸数が少なかつたため、一般世帯向けの募集を行った。	【行政】市営住宅長寿命化計画に基づき、現在耐震改修工事を実施中であるため、募集戸数が少なくなり、一般世帯向けの募集しかできなかった。	市営住宅では、耐震補強改修工事等の実施状況を見極めながら、募集枠の検討を行います。	建築課
2108	学習・生活支援	生活困窮世帯・ひとり親家庭の中学生を対象に学習支援を実施します。また、生活上の問題や進路選択(進学に要する費用や奨学金など)に関する各種相談に応じます。	新規	対象 生活保護世帯、ひとり親世帯、学校長に推薦された中学生 市内の4か所において、学習支援・生活支援事業を行った。 開催回数 356回 参加者数 延べ1,961人(うちひとり親家庭 772人)	【行政】子どもの学習意欲の向上、進学に関する意識の変化のほか、自己肯定感の醸成、コミュニケーションスキルや生活習慣の向上等に効果があった。また、親自身の意識が向上し、子ども達への関わり方の変化や、家庭での親子の会話が増えるなどの効果が見られた。 高校等中退予防や、職業観の醸成など、事業利用後における継続的な見守りや、切れ目のない支援実施が必要である。	北ブロックを2か所新設し、全体で4か所から6か所に増やします。 継続して実施するとともに、対象の拡大を検討していく。	福祉政策課 こども政策課

③就労支援

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2109	資格取得・技能習得のための支援	パソコン等の技能習得のための講座を実施します。また、資格取得、技能習得等のための受講料の一部や、長期訓練中の一定期間の生活費を補助します。	継続	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員初任者研修 受講修了者 13人 自立支援教育訓練給付金 支給件数 3件 高等職業訓練促進給付金 支給件数 15件(母子15件・父子0件) 	<p>【行政】介護職員初任者研修は、13人が受講を終了し資格を取得した。前年度と比較し、自立支援教育訓練給付金は1件増、高等職業訓練促進給付金は2件増となっている。なお、両事業の事前相談においては、ひとり親自立支援員が適正な見極めに努めている結果、支給者の就業実績は高く、ひとり親家庭の自立支援に貢献している。</p> <p>【市民】その後の調査では、資格取得により、就労条件が良くなったとの回答があった。</p>	介護職員初任者研修は、参加者が想定より少なかったため周知方法を工夫する。自立支援教育訓練給付金は、雇用保険法の一般教育訓練給付金受給者を対象とする。	こども政策課
2109	資格取得・技能習得のための支援	パソコン等の技能習得のための講座を実施します。また、資格取得、技能習得等のための受講料の一部や、長期訓練中の一定期間の生活費を補助します。	継続	<p>職業能力を開発する講座を開催するとともに、就職に必要な資格取得、技能習得等のための受講料の一部を補助した。</p> <p>【能力開発講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> フォーキフト講習 受講者4人 障害者対象ビルクリーニング講座 受講者1人 医療事務基礎講座 受講者18人 再就職支援助成金 交付件数14件(就職者11人) 	<p>【行政】能力開発講座全体の受講者は、前年比4人増加したが、再就職支援助成金の交付件数は、前年度と比較し21件減少した。なお、能力開発講座については、就職イベント時のアンケート結果をふまえて講座内容を決定したが、障害者対象ビルクリーニング講座の受講者は1人であった。</p>	資格取得・技能習得のための支援を、引き続き実施する。また、事業の周知期間を長めに設定する等、周知手法を工夫し、受講者数の増加を図る。	商工労政課

④経済的支援

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2110	児童扶養手当	子どもの成長やひとり親家庭の生活の安定を支援するため、子どもの養育に関する手当を支給します。	継続	対象 平成29年3月末時点受給者数 2,018人 (平成29年3月末時点・現況届手続率97.73%)	【行政】受給者数は、前年度と比較し、2.9%減少した。世帯の状況により提出書類が異なることから、申請者へ丁寧な案内をする必要がある。	案内書類等をわかりやすく示す。	こども政策課
2111	ひとり親家庭の医療費の助成	ひとり親家庭に属する養育者及び児童にかかる保険診療費の患者負担額の一部を助成します。	継続	ひとり親家庭もしくは父または母に重度の障害のある家庭に属する18歳(18歳に到達した年度の末日)までの児童とその母・父及び養育者にかかる保険診療費の患者負担額の一部を助成。 助成件数 養育者 30,076件、児童 30,899件	【行政】支給件数は、前年度と比較し、養育者は3.9%増加、児童が1.5%増加した。長期的に支給件数の増加が続く場合は、医療費扶助による過剰な受診がないかなどを分析し、対応する。	助成状況に注意しつつ、継続して実施する。	こども政策課
2112	ひとり親家庭への福祉資金の貸付	ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、ひとり親自立支援員が貸付相談を実施します。	質的・量的充実	修学資金 35件、就学支度資金 13件、生活資金 1件、技能習得資金 0件、転宅資金 1件、修業資金 0件(父子0件)	【行政】マニュアルの確認・府との連携等適切な対応を心がけた。制度の周知方法を工夫する必要がある。	ひとり親家庭の経済的自立を図るため、児童扶養手当の現況届会場で制度案内のチラシを個別配布するなど、更なる周知を図る。	こども政策課
2113	特別割引制度の周知	児童扶養手当の支給を受けている世帯に対し、JR通勤定期乗車券等の割引制度の周知に努めます。	継続	児童扶養手当の現況届会場で制度案内の掲示を行った。 JR通勤定期乗車券購入証明書交付件数 532件 万博公園内施設割引証交付件数 85件	【行政】交付件数は、前年度と比較し、JR11件減少し、万博51件増加した。制度の周知方法を工夫する必要がある。	児童扶養手当の現況届会場で制度案内のチラシを個別配布するなど、更なる周知を図る。	こども政策課

2 障害のある子どもを養育する家庭への支援・・・障害のある子ども一人ひとりの障害の状況やライフステージに応じた適切な療育及び教育・保育の推進並びに福祉サービスの提供を図り、切れ目のない支援に努めます。

①適切な療育・リハビリテーションの提供

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2201	すくすく教室の運営	1歳8か月健康診査後、療育を必要とする主に2歳児の乳幼児が、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活へ適応することができるよう、適切な相談・指導・援助を行います。	質的 充実	・利用児数 延べ3,297人 ・相談利用者数 延べ189人 ・市民講演会 3回 延べ182人 ・交流会 5回 延べ39人	【行政】1歳8か月健康診査の受け皿として療育支援、相談に乗れるように、ニーズの把握に努め早期療育の場が提供できた。 1歳8か月健康診断の実態、実情に合わせ、今後も療育支援、相談に乗れるように、ニーズの把握に努める必要がある。 【市民】2歳児からの利用者から「もう少し早く来れたらよかった」との声があった。	市民講演、交流会事業も同じ悩みを持つ方が安心して集える場として有効であった。また、平成29年度取組を始めたおやこひろばは、発達に不安はあるが、受給者証をとり療育に参加することに抵抗のある人には有効な一つの支援と考える。 引き続き市民ニーズの把握に努めながら、早期療育の実施、市民啓発に努める。	子育て支援課
2202	ばら親子教室の運営	療育を必要とする主に3歳半～5歳の乳幼児が、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活へ適応することができるよう、適切な相談・指導・援助を行います。	質的 充実	・利用児童数 77人(内幼稚園等との併用43人) ・延べ利用児童数 2,905人	【行政】土曜・水曜日開室の併用教室は、定員数に達するほど利用ニーズが高かった。しかし、3歳6か月健康診査後の在宅児利用契約数は、療育機関に繋がらないケースが多く、減少した状況であった。専門的支援に繋がるよう関係機関との連携の強化が課題である。 幼稚園・保育所等に在籍しながら療育支援(併用教室)を希望する児童が年々増加傾向である。	引き続き市民ニーズの把握に努めながら、早期療育につなげるため、各関係機関等との連携を強化する。 利用者の併用教室利用希望の高まりを踏まえグループ編成等を検討する。	子育て支援課
2203	児童発達支援センター(あけぼの学園)の運営	「児童発達支援センターあけぼの学園」では、日常生活に必要な療育支援サービスや地域支援サービスを提供し、子どもの健全な発達を図ります。	質的 充実	・通所支援在籍児数 延べ58人 ・通所支援利用児数 延べ10,928人 ・保育所等訪問支援利用児数 延べ99人 ・相談支援利用児数 延べ74人 ・地域支援相談件数 1,652件 ・地域支援イベント(講座・交流会等)参加者数 431人	【行政】通所支援について、定員数を満たさなかったが、転入や途中入園にスムーズに対応することができ、保護者のニーズに添った丁寧な療育支援ができたと考ええる。 平成28年度から開始した地域支援事業については、相談件数、イベント参加数ともに順調に増加している。 センターとしての地域の中核的な役割を果たすため、職員・事業所等のスキルアップを図ることが課題である。	関係機関と連携し、交流会や研修会を通じ、市内障害児通所支援事業所の知識と技能の向上に努める他、スーパーバイザーを活用し、地域支援事業の更なる充実を図る。	子育て支援課
2204	肢体不自由児への機能訓練	医療型児童発達支援センターでは、肢体不自由児を対象に機能訓練を行い、社会適応力を養い自立支援に努めます。	継続	医療型児童発達支援センターへの事業補助として実施した。 対象児童数 82人 延べ利用回数5,704回 要医療行為対象児 延べ利用回数562回	【行政】補助することにより、市内在住の重度肢体不自由児等が必要な支援を受けることができた。	補助を継続しつつ、補助内容については、平成30年度に予定されている法改正や報酬改定の動向をみすえ検討をしていく。	子育て支援課
2205	プロフィールブックの普及	子どもの成育歴や相談歴等を記入していくための市内共通のプロフィールブックを作成・活用し、子どもの所属が変わる毎に同じ内容を聞かれる保護者の負担を軽減し、効果的な相談支援や療育支援につなげます。	新規	市内共通のプロフィールブックとして、いばらきっ子ファイルを作成し、本市ホームページに掲載する等、その周知・活用に努めた。 【配布先】 ①あけぼの学園、ばら親子教室、すくすく教室を利用する保護者 ②あけぼの学園が開催する講座や研修等への参加者、保育所等訪問支援利用者等 【設置場所】 子育て支援課、公立療育施設の各窓口	【行政】療育等の支援を受ける児童の保護者が、支援機関が変わるたびに生育層等を繰返し尋ねられる負担を軽減することができた。現在、療育が必要と思われる子どもの保護者への配布等に努めているが、保護者や関係機関への更なる周知が課題である。	引き続き、窓口での受給者証の交付時にあわせての配布や、相談や交流会等で連携している民間事業所への紹介等により、保護者や関係機関の目にとまる機会の増加に努め、療育の効果的な支援につながるよう周知強化を図る。	子育て支援課

事業 No.	事業	内 容	行動 目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2206	教員の専門知識向上 のための研修	障害のある児童・生徒への適切な支援 に必要な知識を向上させるための研修 を実施します。	継続	教職員・管理職を対象に支援教育研修を実施した。 ・支援教育管理職研修 2回、92人参加 ・通常学級における支援講座 6回、364人参加 ・支援学級担任研修 8回、386人参加	【行政】研修については、研修の講師及び内容の精査に努 め、回数について見直しを行った。一回当たりの参加人数は 増加傾向である。ユニバーサルデザインの授業づくりなど通 常学級でも活用できる支援教育関連研修を行うことができ た。 【教員】研修に参加した教職員からは充実しているとの評価 があった。	引き続き、教職員のニーズを的確に把握し、研修内容の 精選に取り組む。また開催時期が課題であり、学校行事 との重なりをできるだけ避けるように配慮する。	教育センター
2207	巡回相談・発達相談・ 特別教育相談	小・中学校を巡回し、発達障害のある児 童・生徒への教育的支援について専門 的助言を行い、生活や学習上の困難を 継続して改善します。 また、発達・成長について悩みを有する 児童・生徒の保護者、教員に対する専 門家による相談も実施します。	継続	市内小中学校教職員を対象に巡回相談を実施した。 ・訪問校 46校、回数 128回 ・特別支援教育アドバイザーによる巡回 4校、16回 保護者・教職員を対象に発達相談・特別教育相談を実施した。 ・発達相談 820件、3,524回 ・特別教育相談 20回実施、60ケースに対応	【行政】発達相談件数は引き続き増加傾向にある。 巡回相談では、前年度と同様に学校訪問し、学習面での課 題を早期に把握し、分析する手立てについて助言できた。 学習面のみならず生活面で困り感を持つ子どもの支援につ いて専門的立場からの助言を行うことができた。 【教員】巡回相談については、対象児童・生徒の見立てや支 援方法が具体的にわかりやすいという感想や指導の充実 に生かすことができたとの評価があった。	発達相談の受付システムや相談形態の工夫により、 新規申込者のスムーズな相談開始などサービスの向 上・改善に努める。 巡回相談により、引き続き、児童・生徒の支援方法の改 善及び、校内の支援教育体制づくりを支援する。	教育センター

②ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2208	支援教育	障害のある児童・生徒一人ひとりが、地域の学校で地域の子どもたちと共に学ぶことを通して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服することができるよう、必要な支援や介助を行います。	継続	支援学級介助員を小学校に86人、中学校に24人配置した。通常の学級における発達障害等のある支援を要する児童・生徒の学習・生活を支援する支援教育サポーターを小学校に35人、中学校に14人配置した。	【行政】障害のある児童・生徒が、生活や学習上の困難を改善又は克服することができるよう、必要な支援や介助を行うことができた。	障害のある児童・生徒の教育的ニーズを把握した上で、支援学級介助員及び学習サポーターの配置を配置要綱に基づいて適切に行う。	学校教育推進課
2209	就学相談	就学会議の開催や就学相談の実施など、本人や保護者の意向を尊重しながら、障害等の状態に応じた適切な就学相談を実施します。関係機関と連携した早期からの相談を実施するなど充実を図ります。	質的充実	就学相談を希望する幼児・児童を対象に、就学に関する会議を合計9回開催し、就学相談を実施した。 ・相談申込数 405件 ・就学会議開催回数 9回	【行政】相談申込数はほぼ横這い傾向にある。就学に関する会議での意見を参考に、本人・保護者の意向を尊重した就学相談を実施することができた。	早期から就学相談の流れについて保護者・就学前施設園所に周知し、充実した就学相談を実施することが大切であり、各学校所園との連携について更に改善する。引き続き、就学相談の中で学校における合理的配慮についての合意形成を図り、就学先決定まで本人・保護者の思いを尊重して取り組む。	教育センター 学校教育推進課
2210	言語障害児教育相談	ことばの遅れ、吃音、言語障害などことばの問題についての相談・指導を実施します。	継続	市内在住の就学前の幼児を対象に、「発音」「コミュニケーション」についての相談を実施した。 ・相談件数 153件 ・相談回数 952回	【行政】相談件数は前年度と比較し、40件(35%)増である。「発音」は、就学前の幼児からトレーニングを行うと、その後のコミュニケーション能力が向上した。小学校入学後の通級指導教室(ことばの教室)への適切な引継ぎと丁寧な連携を行った。 【市民】できるだけ早く面談して欲しいという要望がある。	早く面談して欲しいという相談希望者に対して、発音とコミュニケーションに課題をもつ子どもの相談を丁寧に行っていることを周知し、理解を得るように努める。引き続き、通級指導教室へのスムーズな入級のため、小学校との連携に取り組む。	教育センター
2211	地域における障害のある児童・生徒・保護者の居場所づくり	障害のある児童・生徒やその保護者が地域で交流できる居場所づくりを進めます。	新規	子ども・若者の現状や課題等の実態を把握するため、子ども・若者支援庁内調整会議を開催し、関係者からのヒアリングや関係機関や地域の支援者、庁内関係職員及び相談員とのワークショップ、行政データの把握を実施し、整理・分析を行った。	実態把握の結果、居場所・体験の場や相談窓口、保護者支援、関係機関連携機能をもった子ども・若者の居場所づくりに取り組むこととなった。	ユースプラザ事業の実施に向けて検討していく。	こども政策課
2212	学童保育室での障害のある児童の受け入れ	学童保育室において障害のある児童の受け入れを実施します。可能な限り、障害のある児童の受け入れ拡充を図ります。	質的充実	平成29年3月1日現在、障害のある児童の受入者数は、小学1年生58人、2年生54人、3年生35人、4年生8人、5年生4人、6年生3人、合計162人であった。障害児の放課後の居場所となるよう、昨年度同様、指導員を対象に、障害児支援のスキルを学ぶ連続講座や、障害児の生活しやすい環境づくり等を学ぶ保育実習を実施した。	【行政】前年度と比較し、障害のある児童の受入者数は35人増加した。継続的な研修の実施により、障害のある児童の受け入れが可能な学童保育室が増加するとともに、個々の指導員の知識と技能が向上した。	軽易な施設改善と指導員の加配により、障害のある児童の受け入れが進むよう、今後も引き続き研修を実施し、指導員の知識と技能の向上に努める。	学童保育課
2213	理解促進研修・啓発	障害者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対し、障害や障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを実施します。	継続	障害者差別解消法や障害者の方が利用できる制度等について、出前講座(13回)、パンフレットの作成・設置及び職場主催研修等により庁内外に積極的に啓発活動を行った。	【行政】職場主催研修に他課からも多数参加者が集まり、庁内の合理的配慮への意識を高めることができた。障害者差別解消法が施行されたため、周知の幅を拡大し、更なる啓発が必要である。	今年度も引き続き職場主催研修を行い、又、既存の取組に加えて更なる普及啓発の促進を図る。	障害福祉課

③障害福祉サービス・子育て支援サービスの提供

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2214	児童発達支援	就学前児童には児童発達支援、就学児童には放課後等デイサービスに係る通所給付決定を行います。また、障害児相談支援給付決定及び障害児相談支援事業者の指定を行います。	質的・量的充実	障害児通所支援利用者決定数 ・児童発達支援(医療型含む) 557人 ・放課後等デイサービス 507人 ・相談支援 168人 ・保育所等訪問支援 10人 ・事業所数 31か所(児童発達支援センターを含む。) あけぼの学園地域支援と連携しつつ、サービスの質の向上を図り適正な給付をめざした。	【行政】前年度と比較し、市内の事業所数・利用者数が増加し、給付費が増加している。事業所のサービス形態もさまざまであるが、全体として民間事業所の支援内容の向上が課題である。	引き続き、児童発達支援センターあけぼの学園と連携しながら、市内障害児通所支援事業所の知識と技能の向上に努め、利用者がニーズに即したサービスを受けることができるよう、適正な給付をめざす。	子育て支援課
2215	自立支援・地域生活支援	自立支援給付、もしくは地域生活支援事業などの障害福祉サービスを提供し、障害児の日常生活の安定や家族の介助・介護負担の軽減を図ります。	質的・量的充実	広報誌等により福祉サービスの周知を行った。 ・サービス延べ利用者数(18歳未満) (自立支援給付)居宅介護52人、短期入所195人、同行援護0人 (地域生活支援事業)移動支援186人、日帰りショートステイ216人	【行政】広報誌等により福祉サービスについて一定の周知が図れた。	今後も利用促進のため、広報誌等により周知活動を継続していく。	障害福祉課
2215	自立支援・地域生活支援	自立支援給付、もしくは地域生活支援事業などの障害福祉サービスを提供し、障害児の日常生活の安定や家族の介助・介護負担の軽減を図ります。	質的・量的充実	18歳未満の障害福祉サービス利用者の相談に対応し、給付決定や変更決定等の手続を実施した。	【行政】サービス利用者が増加しているが、サービスを知らず利用に至っていない市民もいることから、きめ細かな周知、情報提供が必要である。 【利用者】障害児通所給付と共通の窓口で手続ができることにより、利便性が向上している。	引き続き、18歳未満の自立支援給付、地域生活支援事業の相談・手続窓口として障害福祉サービスを提供し、障害児の日常生活の安定や家族の介護負担の軽減に努める。また、きめ細かなサービスの周知、情報提供を実施していく。	子育て支援課
2216	障害特性に応じた適切な相談支援・情報提供体制の実施	障害者やその家族からの相談に応じ、障害の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切なサービスの支給決定が行われる、相談支援・情報提供体制を充実します。	質的充実	ケースワーカーを3人配置し、障害のある児童とその保護者への相談窓口を一元化したことにより、利便性が向上した。また通所支援事業所等の実態把握に努めた。	【行政】ケースワーカーの配置により、きめ細かな相談支援、情報提供ができつつある。	ケースワーカーのスキルアップを図りつつ、相談支援事業所や他機関等との連携を深め、さらにきめ細かな相談支援・情報提供体制を構築する。	子育て支援課
2216	障害特性に応じた適切な相談支援・情報提供体制の実施	障害者やその家族からの相談に応じ、障害の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切なサービスの支給決定が行われる、相談支援・情報提供体制を充実します。	質的充実	障害特性に応じて円滑にコミュニケーションが取れるように、窓口にタブレットを導入した。 相談支援のスキルアップを図るため、研修や実習に参加し、情報共有を図った。	【行政】タブレットの利用を求めている方に対しては、そのニーズに応えることができた。年々増加する相談件数に伴い、内容も多様化しており、更なる知識の習得が求められる。	窓口でのタブレットの用途を広げられるよう研究する。相談支援専門員研修等への参加を積極的に進め、多様化する相談内容に対応する。	障害福祉課
2217	障害児保育	障害児保育の充実に向けて、人的・物的な環境整備を図るとともに、心理判定員の保育所への定期的な巡回に努めます。	質的充実	公私立保育所共に障害児保育を実施した。 ・要配慮児童数()内は障害児保育枠入所児童数 公立 108人(6人)、前年度と比較し3人減 私立 586人(15人)、前年度と比較し48人増 ※民営化による減 要配慮児童の数、状況に応じ加配保育士を配置した。 ・人的環境(加配保育士の配置数) 公立 29人(うち1人は看護師)、私立 128人 個別支援計画を作成し支援を行う。 障害児保育連続講座を年間5回、系統立てた内容で実施した。公立保育所は、加配保育士を対象に連続講座とは別に支援計画の立て方について研修を実施した。 ※心理巡回相談については事業No1214に記載	【行政】子どもの発達過程や行動理解ができるようになってきており、支援につながっている。	今後も、人的物的環境を配慮すると共に研修の充実を図り、個人支援と共に育ちの視点で保育を実施する。	保育幼稚園総務課 (旧:保育幼稚園課)

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の実績	平成28年度の実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2218	障害のある子どもの小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携	障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた円滑な移行を図るため、保育所・幼稚園・小学校・中学校間のスムーズな接続をめざします。	継続	障害のある児童・生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、就学・進学の際には保護者を通して就学先・進学先に引き継いだ。	【行政】障害のある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた円滑な移行を図り、保育所・幼稚園・小学校・中学校間のスムーズな接続ができた。	今後も、障害のある児童・生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、一人ひとりのニーズに応じた円滑な移行を図る。	学校教育推進課

④経済的支援

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の実績	平成28年度の実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2219	特別児童扶養手当	中程度以上の身体障害児(20歳未満)・知的障害児(20歳未満)を監護・養育している養育者に手当を支給します。	継続	受給者数660人	【行政】前年度と比較し、11人増(平成27年度649人)	窓口等で利用促進のための周知活動を継続していく。	障害福祉課
2220	支援学級等就学奨励	小・中学校の支援学級等に在籍している児童・生徒の保護者に対して学用品費等を支給します。	継続	認定者 868人 (うち学用品等支給対象※ 512人) ※生活保護及び就学援助対象者等	【行政】前年度と比較し、65人、約8%(うち学用品等支給対象は38人、約8%)増加した。その理由は、支援学級等に在籍している児童・生徒数が約9%増加したためである。	継続して実施する。	学務課

3 児童虐待防止・・・児童に対する虐待の防止や早期発見のための通告義務等について地域住民に対する啓発を引き続き推進するなど、地域における虐待防止のための支援体制の強化を図ります。
また、保健、福祉、医療、教育、警察等関係機関が連携する児童虐待防止ネットワークによる児童虐待防止対策を展開することで、虐待のない、子どもの人権が守られるまちをめざします。

①児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2301	児童虐待防止の啓発活動	「オレンジリボンキャンペーン」等を通して、市民への一層の啓発を行い、地域全体で見守る活動の推進を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。	継続	11月8日 JR茨木駅及び阪急茨木市駅前において、「茨木市虐待防止街頭啓発キャンペーン」を実施した。(茨木市DV防止ネットワーク連絡会、茨木市障害者・高齢者虐待防止ネットワークとの共催) 11月11日 阪急本通商店街において、「オレンジリボンキャンペーン」を実施した。 11月19日 イオンモール茨木で、「オレンジリボンキャンペーン」を実施した。 キャンペーングッズは、市内障害者作業所に作成を依頼している。	【行政】前年に引き続き、4課(子育て支援課、人権・男女共生課、障害福祉課、高齢者支援課)合同での「虐待防止啓発キャンペーン」を実施し、児童虐待だけでなく様々な虐待防止に関する意識啓発ができた。	児童虐待をはじめ、様々な虐待の防止について社会全体の意識向上を図るため、特に学生等若年層への啓発について有効な方策がないか検討していく。	子育て支援課
2302	子育てに関する相談による児童虐待の防止	子育てで不安や負担感、子どもへの関わりに戸惑いのある保護者に対して、気軽に相談できるよう、子育て支援総合センター内の「こども相談室」において、適切な情報提供や、よりきめ細やかな相談を行い、負担感の軽減を図ります。	継続	虐待通告に対して、対象家庭等に相談等を実施した。 ・要保護児童 新規通告 511件、再通告 172件、終了 405件 ・要支援児童 新規通告 118件、終了 112件 ・特定妊婦 新規通告 82件、終了 77件	【行政】通告数、台帳管理件数の増加が著しく、要保護児童対策地域協議会において、関係機関で対応し対処しているが、マンパワー不足の状態である。	現状の見直し及び効率よく対応するために、児童虐待対応強化支援員を配置するとともに、関係機関と連携を強化し、きめ細やかな対応に努める。	子育て支援課
2303	要保護児童対策地域協議会の強化	児童虐待の防止・解決に向け、情報の共有や支援体制の強化を図ります。また、要保護児童に長期的・多面的に対応するため、適正かつ迅速な情報伝達を図ります。さらに、事例管理を徹底するため、定期的にケース進行管理会議を行うとともに、担当職員や関係機関のスキルアップを図り、支援・対策の効果的な推進に努めます。	継続	児童虐待対応及び防止のために、会議や研修等を実施した。 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 3回 ・新規担当者会議 12回 ・担当者会議(全ケース検討) 3回(複数日程で実施) ・要支援検討会議 1回 ・実務者研修 1回 20人参加 ・所属機関研修 2回 105人参加 ・スーパーバイザー研修 10回 ・ケース会議(要保護・要支援児童、特定妊婦) 222回	【行政】通告数、台帳管理件数の増加により、会議等の開催回数の増加、会議時間の延長等、対応が困難となってきた課題あり。 困難ケースや病院連携が増加し、病院でのケース会議が増加している。 各所属や担当課により考え方が異なる等、役割分担や対応に温度差がある。 一方、日々の対応から、関係機関との連携がうまくいっている部分もある。	児童虐待対応強化支援員を配置し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。 効率のよい会議の進行に努める。 また、関係機関との連携では、話し合いを十分にに行い、お互いに理解を深めるように進める。	子育て支援課

②要保護児童のいる家庭への支援

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2304	被虐待児・保護者の支援	児童虐待にいたってしまった親子に対し、子どもへの関わり方等の相談を受け、子育てへの不安感・負担感の軽減を図ります。家族の再統合に向けては、子ども家庭センターと連携を図り、被虐待児の家庭復帰後の支援を推進します。	継続	要保護児童対策地域協議会で管理する児童等の家庭に対して、訪問や面接による相談等を実施し、支援サービスを提供した。また、所属機関や民生委員等への見守り依頼等を実施した。 ・家庭訪問 476件 ・所属機関訪問 200件	【行政】対応ケースが増加することに伴い、訪問回数も増加が著しい。限られた人員配置の中での対応となるため、関係機関との連携が不可欠である。	関係機関との連携に努め、引き続き実施する。	子育て支援課
2305	面前DVの防止及び被害者の支援	心理的児童虐待にあたる面前DVの防止に努めるとともに、被害者・被害児童が安心して暮らせるよう支援します。	新規	茨木市配偶者暴力相談支援センターでのDV相談を通じて、被害者及び被害児童が安心して暮らせるよう、情報提供や自立支援を行った。 ・DV相談 893件	【行政】被害者や被害児童が安心して暮らせるよう、茨木市配偶者暴力相談支援センターで情報提供や自立支援等を行った。	引き続き、茨木市配偶者暴力相談支援センターにて、DVに関する相談を通して、安全の確保(一時保護)や各種情報提供、自立支援を実施する。	人権・男女共生課

4 外国人など配慮が必要な家庭への支援・・・言語も文化も習慣も異なる外国人の家庭が安心して生活していくことができるよう、外国人を理解する啓発・教育に取り組み、多様性を受け入れる地域社会を築きます。また、外国籍の子どもや帰国子女が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることなく健やかに成長することができるよう、必要な支援を実施します。

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2401	帰国・渡日の児童・生徒への支援	帰国・渡日の児童・生徒が習得している貴重な文化体験、母語を生かし、社会で生きる力を育むための学級を開講するとともに、日本語の理解が困難な児童・生徒に授業通訳を派遣します。	量的・質的充実	毎週金・土曜日に適応指導教室を年間各30回実施した。 (郡山小学校・上中条青少年センター) 入室児童・生徒数 25人 学校からの要請に応じて授業通訳者を派遣した。 児童生徒数 延べ16人、派遣回数 920回	【行政】入室児童・生徒及び保護者にとっては、大変意義のある事業ではあるが、周知に課題があり、より多くの参加者に働きかける必要がある。また、学習言語としての日本語の習得に向けて、粘り強く支援していく必要がある。 【市民】「日本語がわかるようになった」「来年度もまた来たい」「保護者同士の悩みも話すことができた」など、参加者からはおおむね好評である。	帰国渡日児童・生徒が習得している貴重な文化体験や生活経験、母語を生かすとともに、社会で生きる力を育むための支援を継続するため、学校との連携を強化する。増加する帰国・渡日児童生徒へのきめ細かな支援に努める。	学校教育推進課
2402	外国人保護者への通訳派遣	日本語の理解が困難な外国人保護者に対し、授業参観、懇談、家庭訪問等の際に通訳を派遣します。	継続	(保育所) 0件 (幼稚園) 2件	【行政】通訳派遣を通して、外国籍の保護者への言語面でのサポートとなっている。また、幼稚園児への通訳派遣を通して、保育を円滑実施することができた。	今後も、通訳希望者には、適切かつ迅速に通訳の派遣を実施する。	保育幼稚園総務課 (旧:保育幼稚園課)
2402	外国人保護者への通訳派遣	日本語の理解が困難な外国人保護者に対し、授業参観、懇談、家庭訪問等の際に通訳を派遣します。	継続	保護者通訳を学校からの要請に応じて派遣した。 11校、合計114回	【行政】多くが参観懇談や家庭訪問などであるが、生活指導対応や学年学級交流会などの派遣要請もあり、ニーズは多様化している。突然の対応や多様な言語に対応する通訳者の確保が難しい。	多様な言語に対応できるよう、他市町村との情報交換や大学との連携を図り、通訳者の人材確保に努める。「茨木市立小・中学校保護者通訳者派遣事業実施要綱」にもとづき、適正な通訳派遣に努める。	学校教育推進課

5 子どもの貧困対策・・・国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。
本市においてもこの大綱の考え方を踏まえ、貧困家庭に対する自立生活のための支援などに取り組んでいきます。

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
2501	生活困窮者自立支援	経済的に困窮している方(世帯)のみならず、複合的な課題を抱えている方(世帯)に対して、本人とともに自立に向けたプランを作成し、伴走型の支援を行います。	新規	多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対する福祉のワンストップ総合相談窓口として、542人の新規相談を実施。その中で「一時生活支援事業」、「就労準備支援事業」等による、一時的な生活の場の確保や就労にいたる準備支援などを行った。	【行政】世帯としては困窮状況にはないが、くらしや仕事に関する将来的な不安を抱える若年等に対する個別相談の実施により、若年層の相談窓口としても一定の機能を果たしたと考える。早期自立に向けて、生活困窮状態に陥る前に早期の支援につなげることが重要であり、制度の更なる周知等が今後の課題である。	スマイルオフィス事業(庁内職場実習)で培った障害者就労支援のノウハウを活用し、一般就労に課題を抱える全ての人々への就労支援を実施する。また、今後学習・生活支援事業を生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業として位置づけ、学習から生活、就労までの支援を一貫して行う。	福祉政策課
2502	「未来は変えられる」プロジェクト	子どもの貧困に関して設定した指標の改善に向けて、関係各課が教育や生活の支援のための事業を実施します。また、毎年度、指標の改善状況を把握し、事業の見直しを行います。	新規		「未来は変えられる」プロジェクト平成28年度(2016年度)実施状況報告書に掲載		こども政策課

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた施策の展開

1 意識啓発・・・子育てしやすい職場環境づくりを促進するため、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をはじめ、育児休業などの各種法制度や子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し、従業員の子育て支援への理解や協力を求める啓発を推進します。
また、家庭に対しては、男女共同参画の視点に立ち、子育ては親として男女関係なく共同で担うものという意識啓発を推進するとともに、男性の子育てへの関わりや女性の就労を支援します。

①企業への啓発

事業No.	事業	内容	行動目標	平成28年度の取組と実績	平成28年度の取組と実績の評価 (効果及び課題)	今後の改善項目	担当課
3101	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての啓発	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての講座を実施するなど、仕事と子育てを両立することができる職場環境づくりの重要性について理解が深まるよう周知・啓発を図ります。	継続	男性を対象とする料理講座など、男性の家庭や生活への積極的な関わりをすすめる講座を実施した。 全22回 248人参加 情報誌「WAM通信」を自治会等へ配布した。 11,000部 ワーク・ライフ・バランスについて記載したカレンダーを作成、配布した。 小学校1年生3,300部、中学校1年生3,300部	【行政】男性の家庭生活への参画促進、コミュニケーションの充実・ネットワーク作り支援を図ることができた。 【市民】男性対象料理講座では「チャレンジすることで今回はできたので、自宅でも再チャレンジします。」「料理を通してふれあいが増えました。」などの意見があった。	男女共同参画推進のため、男性が家事・育児に積極的に関わる大切さや、ワーク・ライフ・バランスに関する講座や啓発を引き続き実施する。	人権・男女共生課
3102	子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進	雇用者向けの子育て支援の取組等を入札などにおける事業者評価基準の一つとする制度を推進します。	継続	総合評価一般競争入札において、子育て支援の取組等を評価基準としているが、平成29年度に実施予定の市庁舎等管理業務委託の入札に向け評価基準を検討、決定した。	【行政】平成29年度の入札結果により、効果と課題の検証を行う。	入札結果、担当課の施策、社会情勢等により、評価項目・評価と内容等の見直しを行う。	契約検査課
3103	雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発	健全な雇用関係の確立及び働きやすい職場環境の実現を図るため、ワーク・ライフ・バランス等に関するセミナーを開催するとともに、公正な採用選考、一般事業主行動計画策定、育児休業制度などの啓発活動を実施します。	量的・質的充実	勤労者や事業主等を対象に、雇用・労働関係セミナーを実施するとともに、啓発活動を行った。 ・人権問題企業研修 参加者42人 ・障害者雇用支援セミナー 参加者33人 ・三島地域はたらく人たちの法律セミナー 5講座 参加者88人(茨木開催分16人) ・実践型勤労者スキルアップセミナー 4講座 参加者57人(働きやすい職場づくりセミナー分 16人)	【行政】法律セミナーの回数を1回増加し5回としたことにより、啓発機会の増加を図ったが、セミナー参加者数の増加にはつながらなかった。 【市民】法律セミナーについて「大変満足」「満足」と答えた方60.6%	参加者数を増やすため、セミナーテーマや開催日の設定及び、周知方法を工夫する。	商工労政課